

1月から国保の「出産育児一時金受取代理制度」がスタート

「受取代理」とは

訓子府町が支給する出産育児一時金(35万円)を、出産費用に充てるため世帯主などに代わって、病院、診療所または助産所(医療機関など)が受け取ることを言います。このことにより出産費用を全く支払わないか、もしくは一部を支払えばよいことになります。

今までは、世帯主などが出産時に出産費用の

全額を医療機関などに支払い、その後に世帯主などが訓子府町から出産育児一時金の支給を受けることとなっていました。

受取代理制度では、訓子府町が出産後に医療機関などからの請求に基づき、出産育児一時金を限度に医療機関などへ直接支払いますので、窓口において出産費用を支払う負担が軽減されることになります。

この制度を利用する場合、事前の手続きが必要となります。詳しくは、町民課医療給付係(☎47-2203)にお問い合わせください。

☆幼稚園☆

■入園対象者

町内にお住まいの平成13年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた幼児

■教育時間

- 通常 8時～13時まで(土曜日は休業日となります)
- 預かり保育 13時～16時30分(土曜日および夏季・冬季休業日は8時から預かり保育を行います)
- 延長保育 16時30分～18時

■入園手続 1月19日(金)までに幼稚園へ提出してください。(入園願書は幼稚園のほか、くんねっぶ保育園・教育委員会管理課・公民館・役場福祉保健課にもあります)

■入園料および保育料など

- 入園料 1万1,000円(入園時に納入)
- 保育料 月額8,660円
- 預かり保育料

所得税に応じて区分されています。

○延長保育料 月額3,000円
※預かり保育および延長保育で二人目以降の幼児は、預かり保育料・延長保育料が2分の1軽減されます。

■問合せ 幼稚園(☎47-2622)

☆保育園☆

■入園条件

- くんねっぶ保育園(常設) 保護者の方が共働きなどで、「保育できないお子さん」が入園対象者です。
- あさひ保育園(季節保育所)・ひので保育園(へき地保育所) 基本的に「家庭で保育できないお子さん」が

幼稚園

・

保育園

の入園

児を募

集

入園対象者です。

■入園対象者

- くんねっぶ保育園 生後6か月以上から小学校就学前までの乳幼児
- あさひ保育園 満3歳の幼児
- ひので保育園 満3歳から小学校就学前までの幼児

■開設期間

- くんねっぶ保育園 通年
- あさひ保育園・ひので保育園 1月を除く11か月

■保育時間

- 通常 8時から16時まで
- 延長保育 16時から18時まで

■保育料 所得税に応じて区分されています。

■延長保育料

- 3歳未満児 6,000円
- 3歳以上児 3,000円

※通常保育および延長保育で二人目以降(幼稚園を含む)の乳幼児は、2分の1軽減されます。

■一時保育 保護者が一時的に(原則6日以内)家庭で保育できない場合に限り実施しています。(あさひ保育園は、3歳児のみです)

- 保育料 日額700円

■募集定員

- くんねっぶ保育園 70名
- あさひ保育園・ひので保育園は、定員がありません

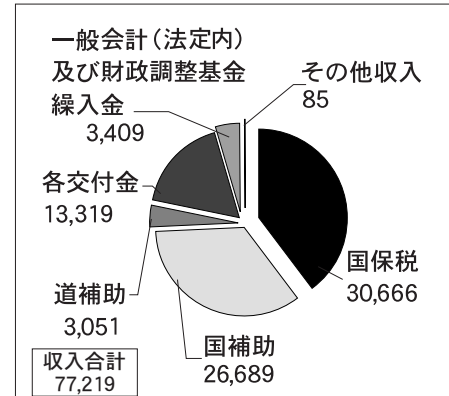
■入園手続 入園申込書は1月19日(金)までに、くんねっぶ保育園か幼稚園・教育委員会管理課・公民館・役場福祉保健課に提出してください。なお、延長保育を希望される方は、入園申込書と一緒に提出してください。

■問合せ くんねっぶ保育園(☎47-2367)または、訓子府幼稚園(☎47-2622)

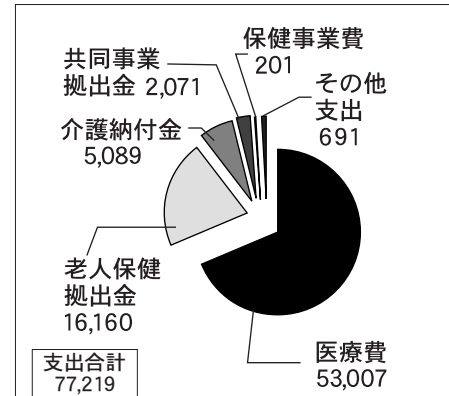
医療費節約で国保を支え合いましょう

平成17年度国民健康保険事業会計決算概要

収 入(単位：万円)



支 出(単位：万円)



国民健康保険(国保)は、いざというときでも安心して病院などにかかることができるよう、被保険者のみなさんが国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国民健康保険税の決め方は、その年に予測される医療費から、被保険者が病院などで支払う一部負担金や国などからの補助金などを差し引いた分が、国民健康保険税の総額として決められます。

これを所得などに応じて、被保険者のみなさんが国民健康保険税を公平に負担するよう決められています。

右のグラフは平成17年度の国保事業会計の決算概要です。支出では、医療費、老人保健拠出金、介護納付金合わせて7億4,256万円と、支出全体の約96%を占めています。

年々、高齢化などの社会的な要因もあり、医療費が増え続けており、国保会計の財政を圧迫していることから、国民健康保険税の引き上げによる運営が迫られています。

日ごろから健康づくりに心がけ、医療費を節約しましょう。

老人保健医療費をみんなで考えましょう

老人保健制度とは、75歳(一定の障害のある方は65歳)以上の方のための医療保険制度です。

老人保健の医療費は、病院などで受給者が支払っている一部負担金のほかに、国民健康保険や社会保険などからの拠出金、町からの負担金など国民みんなで費用を出し合っ

て支えています。老人保健医療費が増え続けると、健康保険料が高くなり、受給者だけでなく若い方たちの負担も大きくなってしまいます。

●医療費を大切に使いましょう

- ①一つの病気で複数の病院などにかかる重複受診を避けましょう
- ②医師の指示を守り、必要以上に薬を欲しがることはやめましょう
- ③定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう

【訓子府町の老人保健医療費】

平成14年10月に老人保健制度の受給開始年齢が70歳から75歳に引き上げられたことから、受給者数は減少していますが、一人当たりの医療費は増加しています。

